平成２７年（フ）第４９４号
大阪府羽曳野市伊賀１丁目18番１―113号、前住所大阪府羽曳野市野272番地の３
債務者　木下　弘美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５３５号
堺市北区百舌鳥梅北町４丁１番地２　ダノイヴィラ102号
債務者　古川　隆之
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５３７号
堺市東区中茶屋104番地１　かがやき通りＤ号
債務者　山地　隆大
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５６２号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地２棟109号、前住所堺市堺区北半町西２番26号ドミールＯＭ101号
債務者　小泉　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９２号
大阪府松原市天美南５丁目４番22―Ｃ305号
債務者　橋本　　晃
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
沖縄県那覇市小禄５丁目18番地２　２階
債務者　新垣　卓巳
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１６６号
沖縄県那覇市字安里388番地６　コーポ未来402
債務者　新城　成則
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９５号
沖縄県那覇市字識名1119番地１　東コーポ102
債務者　宮里　　香
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７４号
山形市白山１丁目14番17号　マイライフ103号
債務者　石田　　浩
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９０号
山形市幸町14番13号　みつやまアパート７号
債務者　平吹　　恒
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７０号
函館市美原１丁目44番17号
債務者　渡部　　抄
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１７７号
函館市富岡町３丁目34番34―204号
債務者　山口　孝幸
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８号
岩手県気仙郡住田町上有住字平沢128番地６
債務者　紀室　正人
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第２９号
岩手県気仙郡住田町上有住字平沢128番地６
債務者　紀室富喜子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第３０号
岩手県一関市山目字境53番地１　ジェルメＳＡＫＡＩ　ＳＯＵＴＨ201
債務者　内山　祐子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第６２号
岩手県花巻市石鳥谷町戸塚第４地割２番地１、旧住所横浜市戸塚区下倉田町1083番地吉原ハイツ201号
債務者　菅原　拓郎
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１６０号
愛知県岡崎市大樹寺２丁目８番地　市営住宅６―203、前住所愛知県一宮市森本１丁目10番25号　メゾン真和201号
債務者　三宅　真衣
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係